

(役員の実義務等)

第36条 役員は、法令、規約及び使用細則並びに総会及び理事会の決議に従い、組合員のため、誠実にその職務を遂行するものとする。

(理事長)

第37条 理事長は、管理組合を代表し、その業務を統括するほか、次の各号に掲げる業務を遂行する。

(1) 規約、使用細則又は総会若しくは理事会の決議により、理事長の職務として定められた事項

(2) 理事会の承認を得て、臨時に職員を採用し又は解雇すること

2 理事長は、区分所有法に定める管理者とする。
3 理事長は、通常総会において、組合員に対し、前会計年度における管理組合の業務の執行に関する報告をしなければならない。

4 理事長は、消防法に定める管理について権限を有する者(管理権原者)又は防火管理者として、防火管理上必要な業務を行うものとする。但し、防火管理者については、他の役員又は居住者等のうちで資格を有するものに委任することができる。

5 理事長は、理事会の決議に基づき、管理費等滞納者に対する支払命令の申立等管理費等滞納に係る訴訟を遂行することができる。この場合において原告又は被告となったときの区分所有者に対する通知は、第42条第2項・第3項の規定を準用する。
6 理事長は、理事会の承認を受けて、他の理事にその業務の一部を委任することができる。

(副理事長)

第38条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

(理事)

第39条 理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところに従い管理組合の業務を担当する。

2 会計担当理事は、管理費等の収納、保管、運用、支出等の会計業務、若しくはこれらの監督指導を行う。

(監事)

第40条 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

2 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況について不正があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第4節 総会

(総会)

第41条 管理組合の総会は、組合員全員で組織する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、区分所有法に定める集会とする。
3 理事長は、通常総会を毎年1回、新会計年度開始以後2カ月以内に招集しなければならない。

4 理事長は、必要と認める場合においては、理事会の決議を経て、何時でも臨時総会を招集することができる。

5 総会の議長は、理事長が務める。